

公的個人認証サービス 利用のご案内

本日提供した電子証明書は、下記の点に留意してご利用くださいますようお願いいたします。

電子証明書は、行政機関等に対する申請・届出等にあたり電子署名を行う際に利用してください。申請・届出時に行う電子署名は、自署や押印に相当する法的効果があります。

電子証明書等の格納媒体である IC カードは紛失、盗難等のないよう大切に取扱ってください。

IC カードに設定したパスワードは他人に知られないように十分注意してください。また他人に容易に推測されるような番号（生年月日、電話番号など）を用いることは望ましくありません。安全のため「公的個人認証サービス利用者クライアントソフト」等を利用して必要に応じてパスワードを変更してください。またパスワードを定期的に変更することをお勧めします。

IC カードの紛失、盗難にあった場合やそのおそれのある場合には、オンライン上で他人になりすまされる危険があるため、電子証明書を失効させる必要があります。また、IC カードが使用不可能になった場合も電子証明書を失効させる必要があります。このような場合には、住所地市町村の窓口まで届け出て電子証明書を失効させてください。

電子署名を行うときには、前提として次の環境が必要です。

(ア) 利用者クライアントソフト及び(イ)の IC カードリーダライタのドライバをインストールしたパソコン

(イ) 市町村窓口において提示されるリストに、各市町村の住基カードに対して動作確認済みとして掲載されている IC カードリーダライタ（ポータルサイト¹にも掲載されています。）

電子署名は、IC カードを IC カードリーダライタにセットし、あらかじめ設定したパスワードを入力することで行うことができます。なお、パスワードを 5 回連続して誤ると不正使用防止のため IC カードが使用できなくなります（ロックされます）。この場合、住所地市町村の窓口までロック解除の手続きを行ってください。

利用者クライアントソフトに格納されている「公的個人認証サービスにおける自己署名証明書」をブラウザ等に登録する際は、登録する証明書のフィンガープリント²（証明書等が改ざんされていないことを証明するデータ）の値と、次に掲げる各フィンガープリントの値を比較し、正しいものであることを確認してから登録してください（フィンガープリントの値はポータルサイトや大阪府公報（平成16年1月27日付け第2025号）にも掲載されています）。

公的個人認証サービスブリッジ認証局の自己署名証明書

（sha1）：2DFF6336E33A4829AA009F01A1801EE7EBA582BB

大阪府知事の自己署名証明書

（sha1）：A9AD48B95DB87153AE3B032AF7C3889A93D250C8

引越しや婚姻、戸籍の改製に伴う誤字・略字の修正や町・字・地番の変更、住居表示の実施等により電子証明書の記載事項に変更が生じたときは、電子証明書が自動的に失効し、行政機関等への申請等に利用できなくなります。申請等を行う前には、ポータルサイトからリンクされている「オンライン窓口」メニューにて自己の電子証明書の有効性を確認することをお勧めします。

公文書等に添付されている官職証明書及び職責証明書³を検証するサービスを提供しています。官職及び職責証明書検証サービス等は、ポータルサイトを参照のうえご利用ください。

公的個人認証サービスは、この案内文のほか、「利用者規約」、「利用者ガイド」及びポータルサイトに掲示されている「大阪府認証局運用規程」を熟読のうえご利用ください。その他、公的個人認証サービスに係わる情報は、ポータルサイトや大阪府のホームページ等をご参照ください。（大阪府ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/gyokaku/jpki/>）

虚偽の電子証明書の発行を申請した者は、法の規定により罰せられます。

¹ 大阪府も加入している公的個人認証サービス都道府県協議会のWebサイトです。公的個人認証サービスに関する各種の情報が掲載されています。（<http://www.jpki.go.jp/>）

² ハッシュ関数SHA1によるフィンガープリントを必ずご確認ください。（ハッシュ関数MD5によるフィンガープリントは提供していません。）

³ 国や地方公共団体の機関の証明書のことです。